

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

18

### 規則（人）

○職員的人事記録に関する規則の一部を改正する規則…  
○一般職非常勤職員的人事記録に関する規則の一部を改正する規則…

### 規則（人）

職員的人事記録に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月二十五日

東京都人事委員会

#### 東京都人事委員会規則第二号

職員的人事記録に関する規則の一部を改正する規則

職員的人事記録に関する規則（昭和三十六年東京都人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「磁気ディスク又は磁気テープ並びに勤務記録カードの正本及び副本」を「記録（以下「基本記録」という。）」に改め、同条第五号中「昭和二十六年九月東京都条例第八十五号」を「昭和二十六年東京都条例第

八十五号」に改め、同条第六号中「昭和二十六年二月東京都条例第十五号」を「昭和二十六年東京都条例第十五号」に改める。

第四条の見出しを「（基本記録）」に改め、同条第一号中「磁気ディスク又は磁気テープ」を「電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により」に改め、同条第六号を次のように改める。

#### 六 国籍

第四条第二項及び第三項を削り、同条第四号中「前三項の規定による磁気ディスク又は磁気テープの記録及び勤務記録カード」を「前項に規定する記録」に改め、同項を同条第二項とする。

第五条の見出し中「保管の方法」を「保管者」に改め、同条第一号中「職員的人事記録は、任命権者が保管するもの」とし離職した職員に係る人事記録（第四条第三項の副本を除く。第六条及び第七条第四項において同じ。）を「基本記録は、職員が現に属する職の任命権者が保管するものとする。ただし、職員が離職した場合」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第三条第二号から第十一号までに掲げる記録（以下「附属記録」という。）は、当該記録を作成又は取得した任命権者が保管するものとする。

第六条第一号中「人事記録」を「基本記録」に、「職員の離職後十年間」を「永久」に改め、同項ただし書中「離職後死亡した」を「離職した」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 附属記録は、人事管理上保管の必要な期間として、任

命権者が別に定める期間保管しなければならない。

第七条の見出し中「移管」の下に「等」を加え、同条第一号中「人事記録」を「基本記録」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四号中「当該職員的人事記録の保管期間内に」を削り、「人事記録を」を「基本記録を」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 附属記録を作成又は取得した任命権者は、職員が現に属する職の任命権者から請求があつた場合には、附属記録の写しを送付しなければならない。

第八条第一号中「勤務記録カード」を「基本記録」に、「及び移管」を「移管等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 臨時的任用職員（法第二十二條の三第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項第二号及び女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）第三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき任用される職員をいう。）の人事記録に関しては、この規則の規定にかかわらず、任命権者が別に定めることができる。

第九条中「保管及び」を「保管、」に改め、「移管」の下に「等」を加える。

付則第二項及び第三項を削り、付則第一項の項番号を削る。

#### 附則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の職員的人事記録に関する規則

(以下「改正前の規則」という。) 第四条第二項の規定により作成した勤務記録カードの正本(改正前の規則付則第二項の規定により従来の履歴書を勤務記録カードとみなした場合の当該履歴書を含む。)は、この規則による改正後の職員の人事記録に関する規則(以下「改正後の規則」という。) 第四条の規定により作成した基本記録とみなす。

3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)までに作成した改正前の規則第四条第三項の規定による勤務記録カードの副本の保管の方法及び保管の期間については、なお従前の例による。

4 施行日までに作成又は取得した第三条第二号から第十一号までの人事記録については、改正後の規則第五条第二項の規定にかかわらず、この規則の施行の際、現に保管する任命権者が保管するものとする。

一般職非常勤職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月二十五日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第三号

一般職非常勤職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則

一般職非常勤職員の人事記録に関する規則(平成二十七年東京都人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

会計年度任用職員の人事記録に関する規則

第一条中「第十七条」を「第二十二条の二第一項第一号」に、「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。第三条第六号中「第二条」を「第二条第二項」に改め、「規定により」の下に「任命権者がした別段の定めに基づき」を加える。

第五条中「人事記録」を「第三条第一号に掲げる記録」に、「職員の離職後十年間」を「永久に」に改め、同条ただし書中「離職後死亡した」を「離職した」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第三条第二号から第十一号までに掲げる記録は、人事管理上保管の必要な期間として、任命権者が別に定める期間保管しなければならない。

第七条中「作成」の下に「及び」を加える。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

発行所  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001  
定価 本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三三三二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

